

引っ越しワンストップサービスを利用する場合、別途お手続きが必要になる場合があります。詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

項目	来庁の必要性	松茂町での手続き	担当課	新住所地での手続き
印鑑登録証をお持ちの方	不要	・転出(予定)日をもって松茂町での登録は廃止されます。印鑑登録証はご自身で破棄してください。	住民課 Tel 699-8712	・印鑑登録証が必要な方は、新住所地で登録が必要です。新住所地でお尋ねください。
水道・下水道契約のある方	要（郵送可）	・水道・下水道の使用を中止される場合は、お早めに上下水道課まで「水道使用中止等届」「地域・公共下水道使用休止届」を提出してください。 ・来庁が難しい場合は、松茂町ホームページから様式をダウンロードし、郵送してください。 ◇水道使用中止等届は こちら ◇地域・公共下水道使用休止届は こちら	上下水道課 Tel 699-8716	・新住所地でお尋ねください。
原付・軽自動車などの登録のある方		・廃車手続きまたは住所変更手続きが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。		
	要（郵送可） ※の場合は不要	◆ 原動機付自転車（排気量125cc以下）及び小型特殊自動車 ・「廃車に係る申請書」を提出してください。 ・来庁が難しい場合は、松茂町ホームページから様式をダウンロードし、郵送してください。 ◇廃車に係る申請書は こちら ※新住所地で廃車手続きまたは住所変更手続きをした場合は、松茂町での手続きは不要です。	税務課 Tel 699-8715	・松茂町で廃車手続きまたは住所変更手続きをしていない場合は、新住所地での手続きが必要です。
	不要	◆ 軽自動車 （一社）全国軽自動車協会連合会 徳島事務所 Tel 641-2010 ◆ 二輪車（排気量125cc超） 四国運輸局 徳島運輸支局 Tel 050-5540-2074		・徳島県外でお手続きされる場合は、税止めの手続きを行っていただく場合があります。詳しくは手続き先でお尋ねください。
国民健康保険に加入されている方	要（郵送可）	・転出(予定)日から松茂町の保険証は使用できません。保険証、限度額適用認定証などを住民課窓口または郵送にて返却してください。	住民課 Tel 699-8712	・国民健康保険に加入される場合は、新住所地で加入手続きが必要です。
	要	・修学のための転出、病院や施設などへの入院、入所のための転出の場合、引き続き松茂町国民健康保険が継続とすることがあります。詳しくは住民課までお問い合わせください。		・お手続きは不要です。
後期高齢者医療制度に加入されている方	要（郵送可）	◆ 徳島県内への転出の方 ・保険証、限度額適用認定証などを住民課窓口または郵送にて返却してください。	住民課 Tel 699-8712	・新住所地で保険証の交付を受けてください。
	要	◆ 徳島県外への転出の方 ・後期高齢者医療負担区分等証明書の発行手続きをしてください。 ・保険証、限度額適用認定証などを住民課窓口または郵送にて返却してください。 ・病院や施設などへの転出の場合、引き続き徳島県の後期高齢者医療保険が継続とすることがあります。詳しくは、住民課までお問い合わせください。		・後期高齢者医療負担区分等証明書を持参し、新住所地で保険証の交付を受けてください。
65歳以上で介護保険料を納付している方	要（郵送可）	・転出に伴い保険料額が変更された場合は、保険料の還付請求手続きまたは追納が必要です。（住所地特例施設への転出を除く）	長寿社会課 Tel 699-2190	・新住所地でお尋ねください。
介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの方	要（郵送可）	・長寿社会課窓口または郵送にて返却してください。（住所地特例施設への転出を除く）	長寿社会課 Tel 699-2190	・新住所地でお尋ねください。
要支援・要介護認定を受けている方	必要な場合あり	・長寿社会課までお問い合わせください。 ※新住所地で、松茂町で要支援・要介護認定を受けていたことを証明することが必要な方は、長寿社会課で「介護保険受給資格証明書」の交付を受けてください。（住所地特例施設への転出を除く）	長寿社会課 Tel 699-2190	・転入日から14日以内に、松茂町で要支援・要介護認定を受けていたことを伝えてください。 ※新住所地によっては「介護保険受給資格証明書」が必要となる場合があります。詳しくは、新住所地でお尋ねください。
保育所・認定こども園に通っているまたは入所申請をしている方	必要な場合あり	・福祉課までご連絡ください。	福祉課 Tel 699-8713	・新住所地でお尋ねください。

引越しワンストップサービスを利用する場合、別途手続きが必要になる場合があります。詳しくは、各担当課までお問い合わせください。

項目	来庁の必要性	松茂町での手続き	担当課	新住所地での手続き
幼稚園に通園している お子様がいます	不要	・各幼稚園にお問い合わせください。 ※転出後も引き続き松茂町の幼稚園への通園を希望する場合は、 学校教育課までお問い合わせください。	学校教育課 Tel 699-8719	・新住所地でお尋ねください。
小・中学校に通学してい るお子様がいます	不要 ※の場合は要	・各小・中学校にお問い合わせください。（在学証明書、教科書 給与証明書の交付などについて） ※転出後も引き続き松茂町の学校への通学を希望する場合は、学 校教育課までお問い合わせください。（許可条件有）	学校教育課 Tel 699-8719	・新住所地でお尋ねください。
小・中学校で 就学援助を受けている お子様がいます	要（郵送可）	・「就学援助辞退届」を提出してください。 ・来庁が難しい場合は、松茂町ホームページから様式をダウン ロードし、郵送してください。 ◇就学援助辞退届は こちら	学校教育課 Tel 699-8719	・新住所地でお尋ねください。
乳児医療助成(はぐくみ) の受給者証をお持ちの方	不要	・転出(予定)日をもって使用できなくなります。受給者証はご自 身で破棄してください。	福祉課 Tel 699-8713	・新規申請が必要です。新住所地 でお尋ねください。
児童手当を 受給している方	要	・「消滅届」の手続きが必要です。	福祉課 Tel 699-8713	・転出(予定)日の翌日から15日以 内に新規申請が必要です。
児童扶養手当(母子手当) を受給している方	要	・住所変更の手続きが必要です。	福祉課 Tel 699-8713	・住所変更または新規申請の手続 きが必要です。
妊娠中の方	不要	・妊婦健診票はご自身で破棄してください。	保健相談センター Tel 683-4533	・新住所地でお尋ねください。
予防接種を 受けられる方	不要	・問診票はご自身で破棄してください。	保健相談センター Tel 683-4533	・新住所地でお尋ねください。
ひとり親医療助成の 受給者証をお持ちの方	要	・喪失の手続きが必要です。	福祉課 Tel 699-8713	・新規申請が必要です。
重度心身障害者医療助成 の受給者証をお持ちの方	要	・喪失の手続きが必要です。	福祉課 Tel 699-8713	・新規申請が必要です。
特別障害者(児)手当を 受給している方	要	・住所変更の手続きが必要です。	福祉課 Tel 699-8713	・住所変更の手続きが必要です。
障がい者手帳(身体・療 育・精神)をお持ちの方	不要	・お手続きは不要です。	福祉課 Tel 699-8713	・住所変更の手続きが必要です。
自立支援医療費助成 (精神通院)の受給者証を お持ちの方	不要	・お手続きは不要です。	福祉課 Tel 699-8713	・住所変更の手続きが必要です。
自立支援医療費助成 (更生・育成)の受給者証 をお持ちの方	必要な場合あり	・福祉課までご連絡ください。	福祉課 Tel 699-8713	・新住所地でお尋ねください。
障害福祉サービスの 受給者証をお持ちの方	必要な場合あり	・福祉課までご連絡ください。	福祉課 Tel 699-8713	・新住所地でお尋ねください。
町営住宅に入居してい て同居者が転出する方	要	・「町営住宅同居者異動届」の提出が必要です。転出前に建設課 までお問い合わせください。	建設課 Tel 699-8718	・お手続きは不要です。
町営住宅に入居してい て世帯全員が転出する方	要	・「町営住宅明渡届」の提出が必要です。転出前に建設課までお 問い合わせください。	建設課 Tel 699-8718	・お手続きは不要です。
町税などに未納がある方	要	・税務課までお問い合わせください。	税務課 Tel 699-8715	・お手続きは不要です。
防災無線の個別受信機を お持ちの方	要（郵送可）	・総務課窓口に戻してください。 ・代理の方もお手続きできます。 ・来庁が難しい場合は、松茂町ホームページから「返却届」の様 式をダウンロードし、同封のうえ郵送にて返却してください。 ◇返却届は こちら	総務課 Tel 699-8710	・お手続きは不要です。
犬を飼っている方	不要 ※の場合は要	◆ 新住所地に犬を連れていく方 ・お手続きは不要です。 ※鑑札を紛失した場合は産業環境課までお越しください。	産業環境課 Tel 699-8714	・新住所地でお尋ねください。
	不要	◆ 新住所地に犬を連れていかない方 ・飼い主が変更となる場合は産業環境課までお問い合わせくださ い。		・お手続きは不要です。

国外に転出される方

◇在外選挙人名簿の登録について

日本の国政選挙の投票を行うためには、在外選挙人名簿への登録が必要です。国外転出届後、国外転出予定日までに松茂町選挙管理委員会へ申請する方法
(松茂町の選挙人名簿に登録がある方)と、国外へ転出後、その居住地区を管轄する在外公館へ申請する登録方法(在留届の提出と同時にできます)がありま
す。ご不明な点はお問い合わせください。【松茂町選挙管理委員会 Tel 699-8710】